

競争入札の方法により森林整備業務の委託契約を締結しようとする場
合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件

平成18年6月27日
福島県告示第551号
(最終改正 平成26年11月28日)

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）第245条及び第264条第1項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により森林整備に関する業務（以下「森林整備業務」という。）の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

第一 資格の審査を受けることができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- 三 県税を滞納している者
- 四 消費税又は地方消費税を滞納している者
- 五 審査基準日（資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前3年の事業年度において、次のいずれかの森林整備業務（工事等による支障木の伐採に係るものを除く。）について公的機関（国、地方公共団体、森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人をいう。）、独立行政法人森林総合研究所）からの受託した実績のない者
 - 1 造林業務（地拵え、新植及び改植をいう。）
 - 2 保育業務（補植、樹下植栽、下刈り、除伐、枝打ち、^{ぼうが}萌芽整理、かき起こし、倒木起こし、つる切り、雪起こし、根踏み、刈出し及び施肥をいう。）
 - 3 間伐業務（保育間伐、本数調整伐、収入間伐、受光伐及び抜き伐りをいう。）
 - 4 主伐業務（主伐及び整理伐をいう。）
 - 5 その他森林の整備のために必要な業務（病虫獣害防除又は防火線の新設若しくは管理、作業路の新設若しくは補修、生活圏の森林除染（住居等近隣の林縁部から概ね20メートル程度の範囲における森林除染をいう。）又は道路、河川若しくは公園の植栽維持その他管理運営上必要な業務をいう。）
- 六 次のいずれかに掲げる者を2名以上雇用していない者
 - 1 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項の技術士であって、森林部門に係る登録を受けているもの

- 2 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者又は森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条第1項の林業専門技術員資格試験に合格した者若しくは同条第2項の林業改良指導員資格試験に合格した者
- 3 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿への登録を受けた者
- 4 1から3までに掲げる者と同等の専門技術を有する者として知事が認める者
- 七 森林整備に係る技能を有する者として知事が別に定める者を5名以上雇用していない者
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

第二 資格の審査及び認定

競争入札に参加することができる者は、10月1日を審査基準日として申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により知事に資格の審査を申請し、第一の第五号の1から5までに掲げる業務の区分ごとに審査を受け、資格を有する者（以下「入札参加有資格者」という。）として認定された者とする。

第三 資格の審査の申請の方法

資格の審査を受けようとする者は、所定の森林整備業務競争入札参加資格審査申請書に審査基準日の直前2年の各事業年度の財務諸表その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第四 資格の審査の申請の時期

1月1日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「土曜日等」という。）を除く。）とする。

第五 申請書等の提出先 申請書等は、郵送又は持参により、次に掲げる区分ごとに、それぞれ定める課に提出すること。

- 一 福島県内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有する者 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を所管する福島県農林事務所総務部総務課
- 二 福島県内に住所又は本店若しくは主たる事務所を有しない者 福島県農林水産部森林林業総室森林計画課

第六 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第七 資格の有効期間

資格の有効期間は、次に掲げる区分ごとに、それぞれに定めるところによる。

- 一 西暦における奇数年の10月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の4月1日から当該年の翌々年の3月31日までの期間
- 二 西暦における偶数年の10月1日を審査基準日とする申請書等を提出した者 当該審査基準日の属する年の翌年の4月1日から当該年の翌年の3月31日までの期間

第八 変更の届出

入札参加有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに、その内容を所定の用紙により第五に掲げるそれぞれの提出先に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 代表者の氏名
- 三 住所又は所在地
- 四 第一の第六号若しくは第七号に掲げる資格要件を欠くこととなったとき又は満たすこととなったときはその旨
- 五 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項

第九 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の一又は二のいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

第十 この告示に関する問い合わせ先

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課（郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 電話番号024-521-7425 ファクシミリ番号024-521-7543 電子メールアドレスshinrinkeikaku@pref.fukushima.lg.jp）